

製品安全法令改正の説明会

2024.

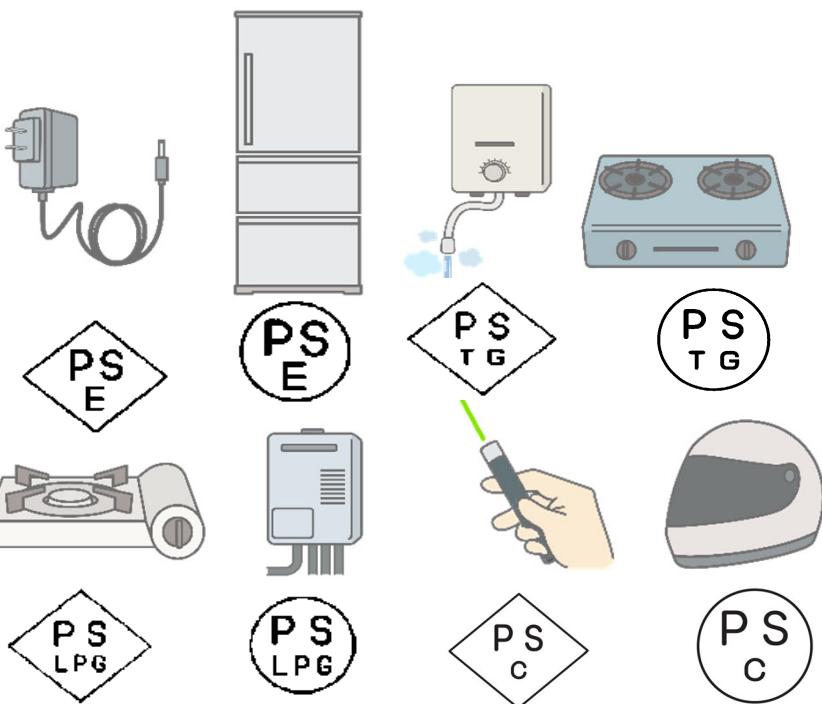
10/24(木)

オンライン配信

＼ 申込はこちら ＼



子供用特定製品
(イメージ)



〔開催日時〕 2024年10月24日 (木) 10:00～11:30

※Microsoft Teamsによるオンライン配信

〔プログラム〕

インターネット取引の拡大、こども向け製品での安全確保のための法改正※概要

【説明者】 経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課 (担当者)

※ 本年6月に法令改正され、2025年12月頃に施行(運用開始) 予定の「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に関し、改正概要と関係事業者に留意いただく点をお伝えします(質疑応答あり)。

関連資料 : https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/shouan_kaisei_Japanese.pdf

〔対 象〕 製品安全4法 関係事業者 特に**新たな規制対象事業者**となる以下の方々

- ① 海外事業者 (海外製の消費生活用製品をオンラインモール等を介して国内消費者に販売する方)
- ② 国内管理人 (海外事業者における日本国内での責任者) の業務に関心のある方
- ③ こども向け製品 (玩具等) の製造・輸入事業者
- ④ こども向け製品の中古品販売事業者

〔申込方法〕

中部経済産業局主催の説明会には、以下申込URL、または上記QRコードよりお申込み下さい。

※事前質問も受付フォーム内で承ります。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/chubu01/20241024_entry

申込締切 : 10月18日 (金)

〔注意事項〕

- ・ 通信料はご参加者様のご負担となります。
- ・ 講演の撮影、録音や録画はご遠慮ください。

問合せ先

中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

TEL 052-951-0576 / Email : bz1-chb-product@meti.go.jp